

令和 2 年 第 3 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年3月25日(水) 午後1時30分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 1階第2会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
報第5号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
報第6号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	6件
報第7号	非農地認定について	1件

4 本日の議長 奥村 和彦

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	宮嶋 由郎	
2	林 則武	
3	奥村 和彦	
4	長谷川 博	
5	坂崎 寛治	
6	久保 浩	辞職
7	若尾 茂	欠席
8	江崎 勇	
9	伊藤 明石	
10	右高 菜丹	辞職
11	坂崎 一良	
12	奥村 優子	
13	日比野 敏夫	欠席
14	宮嶋 豊城	
15	小川 松鶴	
16	東 一二美	
17	日比野 芳孝	欠席

18	砂田 豊	欠席
----	------	----

議長 ただいまより、令和2年第3回農業委員会総会を開会する。
 本日は7番若尾茂委員、13番日比野敏夫委員、17番日比野芳孝委員、18番砂田豊委員から欠席の連絡を受けているので16名中12名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、2番 林則武 委員、4番 長谷川博 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。今回は報告議案のみとなる。
 報第5号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程する。
 報第5号について事務局より説明を願う。

事務局 申請番号1 申請人、多治見市東山1丁目1番地の2、株式会社平中サービス。土地は笠原町下原■■■■番■、畑、452㎡。転用目的はパレット置場。申請地は平成30年5月に5条の届出があり、開発事業では緑地として計画したが未達成のため、今回パレット置場として利用する。水路にグレーチングがかけてある所から出入りできる。

議長 報第5号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

議長 発言がないので、報第5号を終了する。

次に、報第6号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程する。報第6号について事務局より説明を願う。

事務局 6件

申請番号1 使用賃借権。賃貸人、■■■■市■■■町■■■■番地の■、■■■■。賃借人、■■■■市■■■町■■■■番地の■、■■■■。土

地は笠原町下原■■■■番■、田、現況畑、536 m²。転用目的は住宅建築。平成8年10月に資材置場として4条許可。現況は保全管理。

15番 道路からの進入口は、畦道のように5～60 cmの通路か。車が通れるだろうか。

事務局 現場写真で確認できるが、通路は2.5mほどある。

申請番号2 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■丁目■■番地、■■■。譲受人、■■■市■区■■■丁目■■番の■■、■■■。

土地は池田町4丁目■■番■、畑、251 m²。転用目的は自己住宅。

申請番号3 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■丁目■■番地、■■■。譲受人、■■■市■■町■丁目■■番地の■、■■■。

土地は大原町2丁目■番■、畑、現況雑種地、181 m²。転用目的は自己住居。

隣接地と合わせて約250 m²を一体利用。

申請番号4 所有権移転。譲渡人、東京都西東京市北原町三丁目2番地の22、株式会社アーネストワン。譲受人、■■■市■■区■■■丁目

4番地の6、■■■。土地は音羽町2丁目■番■、田、現況畑、168 m²。転用目的は自己住宅。令和元年11月25日に2棟の建売住宅で5条届出。■番■、■番■に分筆した後、申請地については、建物なしで販売されることによる変更の届出。

申請番号5 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■■■番地の■、■■■。譲受人、■■■市■■町■■■番地の■、■■■。

土地は笠原町下原■■■■番■、畑、372 m²、■■■番■、畑、24 m²、計396 m²。転用目的は露天駐車場。隣接地にある倉庫を開口して申請地に乗り入れる。■■■番■の一部が倉庫にかかっているため始末書提出。

申請番号6 使用貸借権。賃貸人、■■■市■■町■丁目■■番地、■■■。賃借人、■■■市■■町■丁目■■番地の■、■■■。

土地は池田町1丁目■■番■、田、現況畑、285 m²。転用目的は自己住宅。現場は建物ができており、届出が遅れたのは境界確定により分筆に時間を要したため。

議長 報第6号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

議長 発言がないので、報第6号を終了する。

次に、報第 7 号「非農地認定について」を上程する。報第 7 号について事務局より説明を願う。

事務局 1 件

申請番号 1 所有者、多治見市大針町 495 番地、普門寺。土地は大針町屋作■■■番■、田、現況山林、49 m²。現況は山林原野化しており、農地法でいう農地に該当しないと判断した。判明した理由は、リニア関連で業者からこの土地を利用したいという話があり、所有者からの申出もあったため、判断に至った。

議長 報第 7 号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

議長 発言がないので、報第 7 号の報告を終了する。
その他に意見があれば、挙手願う。

14 番 前回の総会で、大針町の土地に赤道に門がある件についてどうなったか。

事務局 道路河川課に確認しており、現在申請地と赤道の境界査定は受付中。申請地奥の宅地と赤道の境界については、境界査定が済んでいない。境界が確定し、門が赤道に建っていれば撤去をお願いする。現況は既に転用され、後追いの申請であり、境界査定前に農地転用許可がされても支障はないと確認している。

議長 他にないか。なければ本日の議案は以上をもって終了する。
その他、事務局方で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回は 4 月 22 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 1 階第 2 会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 2 時 30 分)

事 務 局

事務局長	小川	健二
課長代理	鈴木	雅美
主 査	安保	博之
主 査	玉山	永恵

令和2年3月25日

議事録署名

2 番

4 番

議長